



No.009

□ 機器 ■ 給水 □ 給湯 □ 排水
□ 器具 □ 消火 □ ガス □ 他

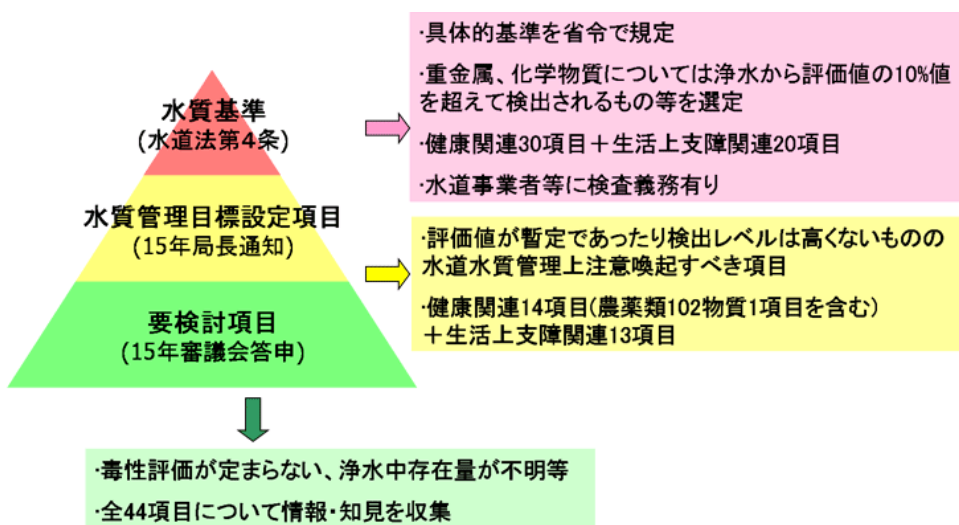
一般社団法人 大阪空気調和衛生工業協会

水道水質基準の最近の改正について

水道水の水質基準とその改正等について、厚生労働省のホームページより概要をお知らせします。

1.水道水の水質基準について

水道水の水質基準は水道法第4条に基づく水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目や、毒性評価が定まらない物質等の検討項目の情報・知見の収集に努めています。



2.最近の改正内容

(厚生科学審議会生活環境水道部会において審議され、その改正内容には、水質管理目標設定項目についても表記されていましたが省略しました)

改正時期	改正内容	検討経緯
平成20年4月1日 施行	○水質基準： 塩素酸を水質基準に追加。基準値を0.6mg/Lとする。	平成18年8月4日,平成19年10月26日に審議された。
平成21年4月1日 施行	○水質基準： ・「1,1-ジクロロエチレン」に係る水質基準を廃止。(水質管理目標設定項目に位置づける。) ・「シス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更する。 ・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に係る水質基準を3mg/L以下に強化する。	□ 平成19年10月26日,平成20年12月16日に審議された。
平成22年4月1日 施行	○水質基準： 「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準を0.003mg/L以下に強化する。	平成20年12月16日,平成22年2月2日に審議された。
平成23年4月1日 施行	○水質基準： 「トリクロロエチレン」に係る水質基準を0.01mg/L以下に強化する。	平成22年2月2日,平成22年12月21日に審議された。

* 参考 : 裏面に水道水水質基準表を添付します

水道水の水質基準

	項目	基準値	分類
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下であること	重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下であること	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下であること	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下であること	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下であること	
8	六価クロム及びその化合物	六価の量に関して0.05mg/L以下であること	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下であること	無機物質 消毒副生物
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	無機物質
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下であること	
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下であること	
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	有機物質
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	
15	シス1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること	
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	消毒副生成物
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること	
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること	
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること	無機物質
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること	
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること	
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること	
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること	
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること	
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること	
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	その他
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	有機物質
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	
46	pH	5.8以上8.6以下であること	その他
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5度以下であること	
50	濁度	2度以下であること	